



危険なブロック塀等の 安全対策へ補助します！

写真 出典：一般財団法人消防防災科学センター

補 助 額

①～③のうち、一番低い額

- ① 撤去工事費 × 1/2
- ② 8万(円/m) × 総延長(m) × 2/3
- ③ 10万円

補 助 の 条 件

- ・国、大阪府又は池田市が管理する道路に面している塀であること。
- ・現在の建築基準法に適合しない塀又は危険な状態であると市が認める塀であること。
- ・地盤面からの高さが80cm以上の塀であること。
- ・原則、上記に適合するブロック塀を全て撤去する工事であること。
- ・所有者の年間所得が1,200万円以下であること。
- ・本市の市税を滞納していないこと。

※補助対象となる塀かどうかは、市職員が現地確認を行い決定します。

問 合 せ 先

池田市 都市整備部 審査指導課
〒563-8666
池田市城南1丁目1番1号 池田市役所6階
TEL: 072-754-6339

(裏面へつづく)

工事を着手する前に補助の手続きが必要です。

補助の手続き

1 市職員による現地確認

市職員が現地で確認します。(特別な事が無い限り立会は求めません)

2 申請

以下の書類を作成していただき、市にご提出ください。

- ・交付申請書(様式第1号)
- ・市が市税の納税状況を確認することの同意書(様式第2号)
- ・申請者の所得額がわかる書類(税額決定通知書、市・府民税課税証明書など)
- ・位置図
- ・補助対象工事の内容がわかる図書(撤去範囲の寸法の入った図面等)
- ・工事費用の詳細が明らかな見積書
- ・補助対象ブロック塀等の写真
(全景がわかるもの及び危険な状態であることがわかるもの)

※上記以外にも書類提出を求める場合があります。

3 交付決定

②の申請を受けて、市職員が補助金の要件に合致するか確認し、合致する場合は交付決定通知書を発行します。

4 工事着手

必ず③の交付決定通知書を受けてから工事に着手してください。

5 完了検査

工事が完了した場合、以下の書類を作成していただき、市にご提出ください。

- ・完了検査申請書(様式第10号)
- ・工事の契約書又は請求書の写し(補助対象経費の明細が分かるもの)
- ・補助対象工事写真(工事が適切に施工されたことがわかるもの)
- ・補助対象工事費用支払いの領収書の写し(補助対象経費の支払いが分かるもの)

※上記以外にも書類提出を求める場合があります。

6 請求

⑤の申請を受けて、市職員で内容を審査し、額の確定の通知をします。それを受理してから池田市既存民間ブロック塀等安全対策補助金請求書(様式第12号)を市にご提出ください。

7 補助金の交付

⑥の請求を受けて、市職員で内容を審査し、補助金を交付します。